

規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十六号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「北部拠点政策幹」を「北部拠点推進幹」に、「及び産業基盤対策幹」を「、産業基盤対策幹及び大宮スーパー・ボールパーク整備推進幹」に改める。

第九条第一項中「防災DX政策幹」の下に「、野生鳥獣対策幹」を加える。

別表第一産業労働部金融課長の項受任者の欄中「産業労働部金融課長」を「産業労働部経営・金融支援課長」に改める。

別表第二第十一号を次のように改める。

十一 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号。以下この項において「法」という。）に基づく公益信託に関する事務	法第三十条第一項又は第二項の規定に基づき、公益信託認可を取り消すこと。	<ol style="list-style-type: none">1 法第六条の規定に基づき、公益信託の認可をすること。2 法第十二条第一項の規定に基づき、公益信託の変更等の認可をすること。3 法第二十二条第一項の規定に基づき、公益信託の併合等の認可をすること。4 法第二十九条第一項の規定に基づき、公益信託の受託者に対して必要な措置をとるべき旨の勧告をすること。5 法第二十九条第三項の規定に基づき、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。6 法附則第四条第一項の規定に基づき、旧公益信託の移行認可をすること。
--	-------------------------------------	---

別表第三知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄15中「国若しくは公共団体又は公共的団体の依頼を受けて講演、講義、演技等を行う場合のうち」を削り、同欄17中「の振替及び」を「及び週休日のほかに勤務時間を割り振らない日の振替並びに」に改める。

別表第四企画財政部の表情報システム戦略課の項に次の一号を加える。

<p>四 地方自治法(以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>		<p>1 法第二百四十四条の六第一項の規定に基づき、サイバーセキュリティを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な措置を講ずること。</p> <p>2 法第二百四十四条の六第二項の規定に基づき、サイバーセキュリティを確保するための方針を定め、又はこれを変更したときに公表すること。</p>
---	--	--

別表第四県民生活部の表スポーツ振興課の項部長専決事項の欄中「第十条第二項」を「第十条第三項」に改める。

別表第四危機管理防災部の表災害対策課の項第一号知事決裁事項の欄17中「第八十六条の九第二項」を「第八十六条の九第三項」に改め、同欄18中「第八十六条の九第四項」を「第八十六条の九第六項」に改め、同号部長専決事項の欄30中「第七十四条の四」を「第七十四条の四第一項」に、同欄31中「第八十六条の九第三項」を「第八十六条の九第四項」に改め、同欄32中「第八十六条の九第八項」を「第八十六条の九第十一項」に、「同条第七項」を「同条第十項」に改め、同欄33中「第八十六条の九第九項」を「第八十六条の九第十二項」に、「同条第八項」を「同条第十一項」に改め、同欄34中「第八十六条の九第十二項」を「第八十六条の九第十六項」に、「同条第十一項」を「同条第十五項」に改め、同欄35中「第八十六条の九第十三項」を「第八十六条の九第十七項」に、「同条第十二項」を「同条第十六項」に改め、同欄37中「第八十六条の九第九項」を「第八十六条の九第十二項」に、「同条第八項」を「同条第十一項」に改め、同欄38中「第八十六条の九第十一項」を「第八十六条の九第十五項」に改め、同欄39中「第八十六条の九第十三項」を「第八十六条の九第十七項」に、「第八十六条の九第十一項」を「第八十六条の九第十五項」に改め、同項第二号知事決裁事項の欄3中「医療」の下に「、福祉」を加え、同号部長専決事項の欄2中「第八条」を「第

八条第一項」に改め、同欄中5を7とし、4を6とし、3を5とし、同欄2の次に次のように加える。

3 法第八条第二項の規定に基づき、登録被災者援護協力団体を救助に関する業務に協力させること。

4 法第八条第三項の規定に基づき、内閣総理大臣に通知すること。

別表第四福祉部の表障害者福祉推進課の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）の施行に関する事務	高次脳機能障害者支援法第二十三条の規定に基づき、高次脳機能障害者支援センターの指定を取り消すこと。
-------------------------------------	---

別表第四福祉部の表こども支援課の項第一号知事決裁事項の欄を次のように改める。

法第十八条の二十六第三項（法第十八条の二十七第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定都市の長が地域限定保育士試験に係る内閣総理大臣への申請を行うこと及び当該申請に係る試験実施方法書に記載した試験の実施回数について同意すること。

別表第四福祉部の表こども支援課の項第一号部長専決事項の欄7中「保育士の登録」を「保育士登録」に改める。

別表第四保健医療部の表保健医療政策課の項第一号部長専決事項の欄に次のように加える。

14 法第三十条の十八の六第一項の規定に基づき、特に地域外来医療を確保する必要がある区域を指定すること。

15 法第三十条の十八の六第四項の規定に基づき、届出者等に対し、協議の場における協議に参加し、説明をしよう求めること。

16 法第三十条の十八の六第六項の規定に基づき、届出者等に対し、期限を定めて、地域外来医療の提供をすべきことを要請すること。

17 法第三十条の十八の六第七項の規定に基づき、診療所の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会に出席し、説明をしよう求めること。

18 法第三十条の十八の六第九項の規定に基づき、診療所の開設者又は管理者に対し、地域外来医療の提供をすべきことを勧告すること。

19 法第三十条の十八の第六十項の規定に基づき、勧告に従わなかつた旨を公表すること。

別表第四産業労働部の表産業支援課の項機関名の欄中「産業支援課」を「イノベーション創造課」に改め、同項中第三号を削り、同表金融課の項機関名の欄中「金融課」を「経営・金融支援課」に改め、同項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

<p>二 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百十七号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>		<p>1 法第四条第一項の規定に基づき、中小企業支援事業の実施に関する計画を定め、経済産業大臣に届け出ること。</p> <p>2 法第七条第一項の規定に基づき、指定法人を指定すること。</p> <p>3 法第八条第二項の規定に基づき、指定法人に対し、事業の改善に関する命令、指定の取消しその他必要な措置をとること。</p>
--	--	---

別表第四農林部の表森づくり課の項第十号部長決裁事項の欄3中「第四十八条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

<p>十一 埼玉県県産木材利用促進条例（令和八年埼玉県条例第十七号）の施行に関する事務</p>		<p>埼玉県県産木材利用促進条例第十一条第一項の規定に基づき、県産木材の利用の促進に関する指針を定めること。</p>
---	--	--

別表第四農林部の表農村整備課の項第一号部長専決事項の欄中29を37とし、10から28までを18から36までとし、9を15とし、その次に次のように加える。

16 法第八十三条の二第二項の規定に基づき、土地改良区連合の解散を認可すること。

17 法第八十三条の二第三項の規定に基づき、土地改良区がその所属する土地改良区連合の権利義務を承継することを認可すること。

別表第四農林部の表農村整備課の項第一号部長専決事項の欄中8を14とし、7を13とし、6を10とし、その次に次のように加える。

- 11 法第七十一条の七において準用する法第六十九条第一項の規定に基づき、財産処分の方法を認可すること。
- 12 法第七十一条の七において準用する法第七十一条の規定に基づき、解散した土地改良区の決算報告を認可すること。
- 別表第四農林部の表農村整備課の項第一号部長専決事項の欄中5の次に次のように加える。
- 6 法第五十七条の九第一項の規定に基づき、情報通信環境整備事業を認可すること。
- 7 法第五十七条の十において準用する法第五十七条の九第一項の規定に基づき、情報通信環境整備事業計画の変更を認可すること。
- 8 法第五十七条の十一第一項の規定に基づき、連携管理保全事業を認可すること。
- 9 法第五十七条の十三において準用する法第五十七条の十一第一項の規定に基づき、連携管理保全計画の変更を認可すること。
- 別表第四都市整備部の表建築安全課の項第十二号事務の種類欄中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同号部長専決事項の欄中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改め、同号部長専決事項の欄中「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同表住宅課の項第九号事務の種類欄中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同号部長専決事項の欄中45を64とし、40から44までを59から63までとし、39を57とし、その次に次のように加える。
- 58 法第二百十三条第三項の規定に基づき、マンション管理適正化支援法人に対し、必要な協力の要請をすること。
- 別表第四都市整備部の表住宅課の項第九号部長専決事項の欄中38を56とし、34から37までを52から55までとし、33を38とし、その次に次のように加える。
- 39 法第六十三条の六第一項の規定に基づき、マンション除却組合の設立について認可すること。
- 40 法第六十三条の二十七第一項の規定に基づき、定款又は資金計画の変更について認可すること。
- 41 法第六十三条の三十第四項の規定に基づき、マンション除却組合の解散について認可すること。
- 42 法第六十三条の三十四第一項後段（法第六十三条の三十八において準

用する場合を含む。)の規定に基づき、補償金支払計画の策定又は変更について認可すること。

43 法第六十三條の五十二第一項の規定に基づき、マンション除却組合に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助をすること。

44 法第六十三條の五十二第二項の規定に基づき、マンション除却組合に対し、マンション除却事業の促進を図るため必要な措置を命ずること。

45 法第六十三條の五十二第三項の規定に基づき、マンション管理適正化支援法人に対し、必要な協力の要請をすること。

46 法第六十三條の五十三第一項及び第二項の規定に基づき、マンション除却組合の事業又は会計の状況を検査すること。

47 法第六十三條の五十三第三項の規定に基づき、マンション除却組合のした処分を取消し、変更又は停止その他必要な措置を命ずること。

48 法第六十三條の五十三第四項の規定に基づき、設立の認可を取り消すこと。

49 法第六十三條の五十三第五項の規定に基づき、総会又は総代会を招集すること。

50 法第六十三條の五十三第六項の規定に基づき、理事若しくは監事の解任又は総代の解任を投票に付すこと。

51 法第六十三條の五十三第七項の規定に基づき、議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すこと。

別表第四都市整備部の表住宅課の項第九号部長専決事項の欄中32を37とし、31を36とし、30を35とし、同欄29中「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合」に改め、同欄29を同欄34とし、同欄28中「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合」に改め、同欄28を同欄33とし、同欄27中「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却事業」に改め、同欄中27を31とし、その次に次のように加える。

32 法第六十條第三項の規定に基づき、マンション管理適正化支援法人に対し、必要な協力の要請をすること。

別表第四都市整備部の表住宅課の項第九号部長専決事項の欄26中「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合」に改め、同欄26を同欄30とし、同欄25を同欄29とし、同欄24中「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合」に改め、同欄24を同欄28とし、同欄23を同欄27とし、同欄22中「第二百十條

第一項」を「第一百十三条第一項」に、「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合」に改め、同欄22を同欄26とし、同欄21中「第一百十一条第一項」を「第一百六条第一項」に、「買受計画」を「除却等計画」に改め、同欄21を同欄25とし、同欄20中「第一百九条第一項」を「第一百四条第一項」に、「買受計画」を「除却等計画」に改め、同欄20を同欄24とし、同欄中19を23とし、14から18までを18から22までとし、同欄13中「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に改め、同欄13を同欄17とし、同欄12中「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に改め、同欄12を同欄16とし、同欄11中「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に改め、同欄11を14とし、その次に次のように加える。

15 法第九十七条第三項の規定に基づき、マンション管理適正化支援法人に対し、必要な協力の要請をすること。

別表第四都市整備部の表住宅課の項第九号部長専決事項の欄10中「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に改め、同欄10を同欄13とし、同欄9を同欄12とし、同欄8を同欄11とし、同欄7中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、同欄7を同欄10とし、同欄6を同欄9とし、同欄5を同欄8とし、同欄4中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、同欄4を同欄7とし、同欄3中「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に改め、同欄3を同欄6とし、同欄2を同欄5とし、同欄1中「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に改め、同欄1を同欄4とし、同欄に1、2及び3として次のように加える。

1 法第四条の二第二項の規定に基づき、マンションの区分所有者に対し、マンションの建替えその他の措置を実施すべきことを勧告すること。

2 法第四条の二第三項の規定に基づき、勧告を受けたマンションの区分所有者に対し、マンションの建替えその他の措置の実施について特別の知識経験を有する者のあつせんその他の必要な措置を講ずること。

3 法第四条の二第四項の規定に基づき、勧告を受けたマンションの区分所有者がその勧告に従わなかつた旨を公表すること。

別表第四都市整備部の表住宅課の項第十号部長専決事項の欄中6を10とし、5を9とし、同欄4中「第五条の十二第一項」を「第五条の二十二第一項」に改め、同欄4を同欄8とし、同欄3中「第五条の十第一項」を「第五条の二十第一項」に改め、同欄3を同欄7とし、同欄2中「第五条の九」を「第五条の十九」に改め、同欄2を同欄6とし、同欄1の次に次のように加える。

2 法第五条の二第三項の規定に基づき、管理組合の管理者等に対し、マンシ

ヨンの管理について特別の知識経験を有する者のあつせんその他の必要な措置を講ずること。

3 法第五条の八第二項の規定に基づき、マンション管理適正化支援法人に対し、管理支援業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。

4 法第五条の八第三項の規定に基づき、マンション管理適正化支援法人の登録を取り消すこと。

5 法第五条の十二第二項の規定に基づき、マンション管理適正化推進計画の作成又は変更をするか否かについて、マンション管理適正化支援法人に通知すること。

第二条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。
別表第四産業労働部の表雇用・人材戦略課の項に次の一号を加える。

八 埼玉県カスターマーハラスメント防止条例（令和七年埼玉県条例第五十四号）の施行に関する事務		埼玉県カスターマーハラスメント防止条例第九条の規定に基づき、指針を作成し、公表すること。
--	--	--

第三条 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第四保健医療部の表保健医療政策課の項第一号部長専決事項の欄3中「病床機能報告対象病院等」を「医療機関機能等報告対象病院等」に改め、同欄中19を20とし、13から18までを14から19までとし、同欄12中「病床機能報告対象病院等」を「医療機関機能等報告対象病院等」に改め、同欄12を同欄13とし、同欄11中「病床機能報告対象病院等」を「医療機関機能等報告対象病院等」に改め、同欄11を同欄12とし、同欄10中「病床機能報告対象病院等」を「医療機関機能等報告対象病院等」に改め、同欄10を同欄11とし、同欄中9を10とし、5から8までを6から9までとし、同欄4の次に次のように加える。

5 法第三十条の十三第七項の規定に基づき、医療機関機能等報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、報告の内容を変更するよう求めること。

別表第四産業労働部の表雇用・人材戦略課の項第五号部長専決事項の欄2中「第三十二条第一項」を「第四十一条第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定 令和八年七月一日
- 二 第三条の規定 令和八年十月一日